

館山市子ども・子育て支援事業計画（第2期） 策定業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

館山市子ども・子育て支援事業計画（以下「現行計画」という。）については、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市における基本的な考え方を示すものであるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の性格を持ち合わせた計画としている。

本業務は、平成32年（2020年）以降の5か年計画となる、館山市子ども・子育て支援事業計画（第2期）の策定にあたり、本市における現行計画の現状分析及び市民ニーズを的確に把握し、今後の課題に対し専門的見地からの助言が必要となることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

館山市子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定業務委託

(2) 業務の内容

「館山市子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期限

平成32年3月23日（月）

(4) 契約限度額

① 平成30年度分見積り限度額

3,663,000円（消費税および地方消費税を含む）

② 平成31年度分見積り限度額

3,456,000円（消費税および地方消費税を含む）

※ 消費税率については、平成30年度分は8%、平成31年度分は10%として積算するものとし、状況が変化した場合はその時点で協議する。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 館山市入札参加適格者名簿に登録されている者又は登録を予定している者
- (2) 館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者
- (3) 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 対象工事の入札日前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (5) 千葉県内市町村で、子ども・子育て支援事業計画策定業務等同種業務または市町村総合計画の履行実績を有する者

5 実施スケジュール

項 目	期 間 等
① 事業の告示・実施要領等の公表	平成30年10月 9日
② 質疑受付期間	平成30年10月15日 から 平成30年10月19日 午後5時まで
③ 質問回答	随時回答（最終日：平成30年10月23日）
④ 参加申込書提出期限	平成30年10月26日 午後5時まで
⑤ 参加資格審査結果の通知（※）	平成30年10月31日
⑥ 企画提案書等の提出期限	平成30年11月 7日 午後5時まで
⑦ プロポーザル審査会	平成30年11月15日 午後
⑧ 選定結果通知	平成30年11月19日
⑨ 契約締結（予定）	平成30年11月中

*プロポーザル審査会の日程・場所は、提出書類に記載されたメールアドレス宛に、別途通知する。

*日程は市の都合により変更する場合がある。

※参加申込が6者以上あった場合、プロポーザル審査会への参加を5者以内を選考する。

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第5号）により、電子メールで受付を行う。

(1) 提出期間

平成30年10月15日（月）から 平成30年10月19日（金）午後5時まで（必着）

(2) 回答

質問内容及び回答については、館山市ホームページ内で随時公開するとともに、質問者へ電子メールで回答する。なお、最終回答日は平成30年10月23日（火）とする。

7 参加資格審査

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、以下のとおり参加申込書等を提出すること。

参加申込を行った者に対し、参加資格確認終了後、参加資格確認結果通知書を交付する。

なお、次項に記載する参加申込書等一式を提出期限内に提出しない者又は審査の結果参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

(1) 提出書類

① 参加申込書（様式第1号）

② 会社概要書（様式第2号）

※ 館山市入札参加適格者名簿に未記載の者は以下の書類を会社概要書に添付すること

a 法人の場合、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

b 個人の場合、身分証明書及び登記されていないことの証明書

c 印鑑証明書

d 納税証明書（国税）

・ 法人の場合、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

・ 個人の場合、所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）

e 納税証明書（千葉県税）

・ 千葉県内に事業所を有する場合、千葉県税の完納証明書（納税証明書その2）

f 市税完納証明

g 財務諸表

③ 業務受託実績書（様式第3号）

※業務実績においては関連会社の実績は含めないこと。

(2) 提出期限

平成30年10月26日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出先及び提出方法

事務局に持参又は郵送のいずれかで提出すること。持参の場合は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(4) 参加資格審査結果の通知

参加資格の確認は、「4 参加資格」に基づいて行い、その結果を参加資格確認結果通知書により平成30年10月31日（水）に電子メールにより通知する。

なお、参加資格を有する者が6者以上あった場合、同種業務受託実績の多寡により5者以内に選考する。

8 企画提案書の提出等について

参加資格審査により参加が認められた者は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

② 提案価格書（様式第4号）

※ 単価、人員、人日、郵送費等積算の内訳書を添付すること。

(2) 提出期限

平成30年11月 7日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出先及び提出方法

事務局に持参又は郵送のいずれかで提出すること。持参の場合は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(4) 企画提案書の作成について

- ① 体裁は原則A4版（A3版折込可）とし、横書きとする。
 - ② 仕様書を踏まえ評価基準の項目順に具体的な提案内容を記載すること。
 - ③ 企画提案書提出後において、総括管理者・研究員の変更は、病休、死亡、退職等の特段の理由がない限り認めない。
 - ④ 企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。文字のポイント数は任意とする。
- (5) 作成部数
正本1部、副本8部（正本コピー可）を提出すること。

9 審査方法及び審査基準

館山市子ども・子育て支援事業計画策定業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等により審査を行う。

(1) 審査項目及び基準

別紙「館山市子ども・子育て支援事業計画策定業務提案評価基準」のとおり。

(2) プロポーザル審査会開催日時及び場所等

- ① 開催日 平成30年11月15日（木）午後
- ② 場 所 館山市役所（時間・場所の詳細は別途通知）
- ③ 説明資料 提出済の企画提案書以外の資料の配布は認めない。
- ④ 実施時間 プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は10分程度とする。
- ⑤ その他
 - ・出席人数は説明者を含め3名以内とする。
 - ・本業務の主担当者となる予定者が出席し、プレゼンテーションを行うこと。
 - ・外部とのネットワークは使用できない。
 - ・機器を使用する場合は、提案者が用意すること。ただしスクリーン（80インチ）は館山市が用意する。
 - ・プレゼンテーションの実施順序は、企画提案書の受理順とする。

10 審査結果

(1) 結果通知

審査の結果については、電子メールにより通知した上で、結果通知書を郵送する。

(2) その他

審査の内容についての問い合わせには一切応じないものとする。また審査結果に対する異議の申し立ては受理しない。

11 結果の公表

選定結果については、下記のとおり公表する。

(1) 公表事項

参加事業者名、評価得点

(2) 公表方法

館山市ホームページ内に掲載する。

12 契約の締結

審査委員会により選定された事業者と以下の要領で随意契約の交渉を行う。

(1) 辞退等

第一候補者が辞退等により契約できない場合は、次点の者を契約予定者として契約の交渉を行う。

(2) 契約内容及び金額

最終的な契約内容及び金額については、館山市と契約予定者の間で提案内容等を確認する場を設け、実現内容について精査・調整のうえ確定する。

13 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 企画提案書等の必要書類を期限までに提出しない場合

(2) 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 参加資格を有していないことが判明した場合

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合

(5) 提出された見積価格が館山市の契約限度額を超えている場合

(6) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

(7) 提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(8) その他審査委員会が失格にあたる事由があると認めた場合

14 その他留意事項

(1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。

(2) 提出後の企画提案書の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。

(3) すべての提出書類は返却しない。

(4) 企画提案書は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

(5) 本プロポーザル実施要領及びその他の書式等に変更がある場合には、館山市ホームページで告知する。

15 問い合わせ、企画提案書等提出先（事務局）

担当部署 : 館山市教育委員会 教育部 こども課

住所 : 〒294-8601 千葉県館山市北条1145-1

電話 : 0470-22-3496

FAX : 0470-23-3115

E-MAIL : kodomo@city.tateyama.chiba.jp